

津市民文化広告掲載募集要領

1 広告媒体

「津市民文化」 20号 B5判本文66頁（予定）

発行予定部数1,500部

令和8年6月発行予定

2 広告の規格

縦22.7センチメートル、横15.3センチメートル カラー4色刷り

3 広告掲載位置等及び掲載料金

裏表紙の裏面及び最終頁から4頁で広告枠数は5枠とする。

4 広告掲載料金

1枠当たり20,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 申込方法等

- (1) 指定の広告掲載申込書に必要事項を記入の上、広告案及び必要書類と共に、津市スポーツ文化振興部文化振興課（〒514-8611 津市西丸之内23番1号）に提出することとします。
- (2) 持参の場合は、月曜日から金曜日まで（祝日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に持参し、送付の場合は申込締切日までに必着のこととします。
- (3) 広告案の作成は、申込者の責任において行い、その費用は申込者が負担することとします。
- (4) 指定の広告掲載申込書は、上記文化振興課に備え置くこととします。

○必要書類（応募日から3カ月以内に発行されたもの）

区分	応募時に必要となる書類
津市競争入札参加資格者名簿に登載されたもの	不要
津市競争入札参加資格者名簿に登載されていないもので、本市の区域内に事業所等を有し、又は本市に住民登録等を行っているもの	消費税の納税証明書（未納税額のない証明書用のもの） ※領収書等の確認が必要となる場合があるなど、即日、発行されない場合がありますので、事前に税務署にお問い合わせください。
上記以外のもの	法人市民税（個人については市民税）、固定資産税及び軽自動車税の当該年度を含まない直前1年間の納税証明書又は完納証明書・消費税の納税証明書（未納税額のない証明書用のもの） ※領収書等の確認が必要となる場合があるなど、即日、発行されない場合がありますので、事前に税務署にお問い合わせください。

6 申込締切日 令和8年2月13日（金）

7 優先順位

(1) 第1順位

企業又は自営業者のうち、本市の区域内に事業所等を有するものの広告

(2) 第2順位

前号に掲げるもの以外の広告

8 決定方法等

審査の上、広告掲載が適当と認められるものについて広告主として決定します。ただし、申込みが複数あった場合は、抽選により決定します。

9 特記事項

(1) 広告掲載申込書の作成及び提出に係る経費は、広告主の負担となります。

(2) 提出された広告掲載申込書は、返却しないこととします。

(3) 広告の頁には、次の文面が入ります。

「広告内容に関する質問等は、広告主に直接お問い合わせください。」

(4) 広告主の申し出により掲載を取り下げる場合は、印刷後であるときは、再印刷費用等に生じた経費は、広告主の負担となります。また、広告主の責めにより、広告掲載が不適当と認められる事由が発生した場合についても、同様とします。

問い合わせ

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

津市スポーツ文化振興部文化振興課

電話 059-229-3250

ファクス 059-229-3344

E-mail 229-3250@city.tsu.lg.jp